

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森字半濶四七五八の五・四七五九の八（以上二筆
国有林）、四七五五の三、四七五五の四、四七五八の二、四七五八の四、四七五
九の五、四七五九の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅